

内国貨物である船用品・機用品の積込の承認申請

- 本手続きは、内国貨物である船用品又は機用品を、本邦と外国を往来する船舶又は航空機に積込む場合において、税関長に申請書を提出し、その承認を受けるもの。
- 申請の具体例として、船舶又は航空機で使用する燃料、飲食物等を積込む場合等が挙げられる。

